

令和 8 年羽咋市農業委員組織総会

- 1 日 時 委員会 令和 8 年 7 月 27 日（木）
開 会 午後 2 時 15 分 閉 会 午後 4 時 00 分
- 2 場 所 羽咋市役所 401 会議室
- 3 出席委員（11 人）
①川井 良平 ②山上 克秀 ③徳島 伸精 ④平 由紀子
⑤屋後 浩幸 ⑥中村 武史 ⑦濱名 猛 ⑧中條 忠
⑩浅野 學 ⑪野川外茂子 ⑫山本 泰夫
- 4 欠席委員（1 人）
⑧奥森 英夫
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（11 人）
⑬梶谷 武史 ⑭今井 剛 ⑮森田 克秀 ⑯里見 公二
⑰西浦 正義 ⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳川芹 昭治
㉑菊井 隆雄 ㉒小谷 忠美 ㉓濱田 和義
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（1 人）
㉔松生 朋広
- 7 事務局員 山本事務局長、坂元次長、中瀬主事
- 8 付議事項
 - (1) 開 会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 委員紹介（農業委員）
 - (4) 臨時議長選出
 - (5) 議事録署名委員の指名
 - (6) 仮議席の決定
 - (7) 羽咋市農業委員会会長及び会長職務代理者の互選について
 - (8) 新会長、新会長職務代理あいさつ
 - (9) 議席番号の決定について
 - (10) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - (11) 農業者年金加入推進部長の選出
 - (12) 農業新聞拡張推進部長の選出
 - (13) 認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員の選出（2 名）
 - (14) 農業委員会だより編集委員の選出（5 名）
 - (15) 農業委員会法令事務の概要について
 - (16) その他事務連絡について
 - (17) 閉 会
- 9 議事録署名委員 2 番 山上委員 3 番 徳島委員
- 10 会議の概要

（羽咋市農業委員辞令交付式）

事務局長 それでは、ただいまから令和 8 年羽咋市農業委員会組織総会を開催いた

します。

本日、総会の司会進行を務めます農業委員会事務局長の山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会は改選後初めての総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、市長が召集することとなっております。

ただいまの出席委員は、1名欠席の11名出席しております。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておるので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、岸市長、ご挨拶をお願いいたします。

市長 (市長あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

岸市長はこの後公務のため、ここで退席とさせていただきます。

(市長退席)

事務局長 それでは、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本日は、改選後初めての顔合わせでございますので、総会資料の一番後ろのページ、名簿がついております。上から順番に名前を読み上げてご紹介とさせていただきます。

(委員紹介)

(議長席設置)

事務局長 以上の方々が農業委員となっております。

それでは、続きまして、臨時議長の選出をしたいと思います。

臨時議長の選出につきましては、新会長が選出されるまでどのようにすればよろしいでしょうか。

委員 【事務局一任】

事務局長 ありがとうございます。それでは、事務局一任の声が出ましたので、在任期間が最長委員の山本委員に臨時の議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

事務局長 では、山本委員、議長席のほうへよろしくお願いいたします。

(山本委員、議長席に着席)

事務局長 それでは、ここからの進行は山本臨時議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

臨時議長 それでは、議事の進行につきまして、着座の上で進めさせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご指名いただきました山本でございます。

新会長が選任されるまでの間、臨時議長として議事の運営を努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。何分にも今期初めての進行でありますので、ひとつよろしく願いをいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元のほうに配付をされております日程表のとおりでありますので、ご覧になっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程のほうに入らせていただきます。

最初に、日程5として議事録署名委員の指名についてお諮りいたしたいと思ひます。どのような方法で指名をすればよろしいでしょうか。私のほうで一任をいただければ指名をさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

臨時議長 それでは、ありがとうございます。私のほうから指名をさせていただきます。山上委員、そして徳島委員を議事録署名委員と指名をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、日程の6のほうであります、仮議席の決定についてですが、委員の皆様が現在着座をしております席を仮議席と決定をいたしたいと思ひますので、よろしいでしょうか。現在のままでよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

臨時議長 それでは、着座の場所につきまして仮議席といたしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、この会議につきましては仮議席のまま会議を進めさせていただきます、次の総会から、本日決まります議席順にお座りをいただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程の第7、会長及び会長職務代理者の選出についてを議題といたしたいと思ひます。

事務局のほうから説明をいただきたいというふうに思ひます。

事務局長 日程7の会長及び会長職務代理者の選出についてご説明を申し上げます。

農業委員会改選後、初めての総会でございますので、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、農業委員会会長、同会長職務代理者の選出を委員の皆様の互選で願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

臨時議長 それでは、ただいま事務局のほうから説明があったわけですが、どのような形で進めていけばよろしいでしょうか。委員の方の中で何かご意見等々ございましたら願ひをいたしたいというふうに思ひます。

委 員 【議長一任】

臨時議長 ありがとうございます。議長一任という声がありましたので、議長一任で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

臨時議長 ありがとうございます。それでは、先ほど市長からのご挨拶をいただいたように、半分の方々がちょうど引き続き農業委員をしていただいているわけでございます。新しく6人の方々が新たな農業委員に選出をされてきたわけでありまして。できれば、今まで農業委員になられてやっけていただいております、そして前回まで職務代理者ということで進めていただいております川井良平さんに会長になっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

全 委 員 異議なし。

臨時議長 ありがとうございます。それでは、会長には川井良平さんをお願いをしたいというふうに思います。

職務代理者につきましても同様に、引き続き農業委員になっていただいております、若手でありますが、屋後さんになっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

全 委 員 異議なし。

臨時議長 ありがとうございます。それでは、会長には川井良平さん、そして職務代理者には屋後浩幸さんということで決定をいたしたいというふうに思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、一応皆さん方のご承認をいただいたわけでありまして、会長には川井さん、そして会長職務代理者には屋後さんということで決定でありますので、委員各位の皆さん方のご協力により決定をさせていただきましたことに対して感謝を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、会長が、また職務代理者が決定をしたわけでありまして責を終わらせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長、川井さん、交代をいたしましょう。屋後さん、交代よろしくお願いいたします。

以上でよろしいでしょうか。

事務局長 はい。ありがとうございます。

臨時議長 よろしく願いいたします。（拍手）

事務局長 それでは、今ほど選出されました川井会長及び屋後職務代理者、前のほうに、お二方お座り願えますでしょうか。

（新会長、新職務代理者、前に移動）

会 長 それでは、山本委員には臨時議長を務めていただきました。どうもありがとうございます。

事務局長 とりあえず、お二方、会長と職務代理ということで、一言ずつご挨拶をお願いできますか。

会 長 会長にご推薦をいただきました川井でございます。未熟者ではございますが、どうぞご協力いただきますようよろしくお願いいたします。（拍手）

職務代理者 職務代理者に選出していただきました屋後です。何分若造ですけれども、皆様のご協力をいただいて農業委員会をスムーズに議事進行を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

事務局長 ありがとうございます。

これ以降の議事進行につきましては、川井新会長に議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事を進行していきたいと思います。

日程の9です。議席番号の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 日程9、議席番号の決定についてをご説明します。

総会等において議事進行する会長と会長職務代理者につきましては、議事進行上、会長の議席番号を12番、会長職務代理者を11番とさせていただき、ほかの委員の方につきましては、先ほどご承認いただいた仮議席順に抽せんをしていただき、議席番号を決定していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、順番に抽せんをしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(抽せん)

議長 それでは、議席番号を発表させていただきます。

1番には野川委員、2番 濱名委員、3番は……。

事務局長 奥森委員さんです。

議長 3番は奥森委員、4番 浅野委員、5番 山上委員、6番 山本委員、7番 平委員、8番 徳島委員、9番 中村委員、10番 中條委員、そして11番につきましては屋後職務代理者、12番は私、川井でございます。

以上のように決定させていただきます。

次に、日程10行っていいますか。

事務局長 はい、いいですよ。

議長 それでは次、日程10、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを事務局より説明お願いいたします。

事務局長 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、先ほどの総会資料の一番後ろ、名簿を載せてあるというお話をさせていただきました。その下の部分に記載してあります12名の方々を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものであります。

なお、各地区から推薦された推進委員候補者は、羽咋市農地利用最適化推進委員評価委員会で評価を行っていただき、全候補者が適任であるとの報告を受けております。

以上です。

議長 事務局から説明ありましたけれども、名簿に記載された12名の方々を農地利用最適化推進委員として委嘱することについてご意見ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 賛成の方は挙手お願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員の挙手によりまして、農地利用最適化推進委員は名簿のとおり決定いたします。

次に、日程11、農業者年金加入推進部長の選出、日程12、農業新聞拡張推進部長の選出、日程13、認定農業者等農業委員・推進協議会委員の選出、日程14、農業委員会だより編集委員の選出を一括してお諮りいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 日程11、農業者年金加入推進部長の選出についてですが、農業者年金は農業者からなら広く加入できる年金制度であります。加入推進を統括する部長1名を選出するものであります。

次に、日程12、農業新聞拡張推進部長の選出についてですが、全国農業新聞は、農業者の法的代表機関である全国農業会議所が発行する週刊の農業専門紙でございます。農業委員の取組、活動状況等において地域の参考とすることができます。農業委員の取組と活動計画のため、購読者の拡張を図っております。これを統括する部長を1名選出するものであります。

続きまして、日程13、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員の選出についてですが、石川県農業会議より依頼されているものです。活動としては、年3回程度、会議への参加となり、会長、職務代理とは重複を避け、認定農業者を2名選出するものです。

日程14、農業委員会だよりの編集委員選出についてですが、農業委員会だよりを原則年1回発行することとなっており、5名の編集委員を選出するものであります。

説明は以上です。

議長 この件につきまして、事務局のほうから前回選出の経緯等があれば、説明をお願いしたいと思います。

事務局長 年金の拡張推進部長及び農業新聞の拡張推進部長につきましては、前回までは職務代理者の方が兼務しております。

また、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員及び委員会だよりの編集委員につきましては、会長から提案をいただき選出をいたしました。

なお、今期の委員の認定農業者は、山上委員、徳島委員、平委員、中村委員、濱名委員、奥森委員、会長、職務代理者を除いてですが、6名となっております。

このほか、会長は石川県農業会議の理事に、また、野川委員、平委員は石川県農業委員会女性協議会会員に就任していただくこととなっておりますので、ご了承願います。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、年金加入推進部長及び農業新聞の拡張部長につきましては、職務代理者の屋後委員をお願いしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。

続きまして、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員2名の選出でございますが、案として、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員に山上委員と濱名委員をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしでございますので、そのようにさせていただきます。

続きまして、本年の農業委員会だよりの編集委員5名の選出をいただき

ます。

議長案として、農業委員会だよりの編集委員に徳島委員、中村委員、奥森委員、中條委員、浅野委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。

以上で、審議事項は終了となります。会場準備のため一旦休憩し、2時40分より農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式を行います。委嘱状交付式終了後、農業委員、農地利用最適化推進委員で会議再開いたします。

これより暫時休憩といたします。

事務局長 ちょっと時間がずれ込んでいるので、10分後。

委 員 10分後。

事務局長 はい。50分から再開しますので、この席にまたお戻りください。

(休 憩)

(羽咋市農地利用最適化推進委員委嘱状交付式)

議 長 それでは、総会を再開いたします。

日程15、農業委員会法令事務の概要についてを事務局より説明願います。

事務局長 農業委員・農地利用最適化推進委員の役割と農地制度・農地法の目的と概要については、一般社団法人石川県農業会議の橋本佳典様から説明をお願いします。その後、農業委員会事務の流れ、パトロールについて、担当地区については事務局のほうから説明いたします。

それでは、橋本さん、よろしくお願いいたします。

石川県農業会議 ただいまご紹介いただきました石川県農業会議の橋本といいます。簡単に自己紹介をさせていただきますと、私も羽咋市出身でございます。また、今は仕事の関係で市外に出てしまっているんですが、ちょこちょこと羽咋のほう帰ってきておりますので、また羽咋の町なかで見かけましたらぜひお声がけをいただければというふうに思っております。またよろしくお願いいたします。

それでは、本日は委員の皆さんが今回改選されて初めての総会ということで、こちらのテキストを使いまして、農業委員会制度についてということと農業委員さんの役割など、そういったことについてご説明をさせていただきます。

では、着座にて失礼いたします。

まずはこの青色の資料、農業委員会制度という冊子をご準備ください。

見開き1ページちょっと見ていただきまして、初めにというところなんですけれども、平成28年に農業委員会法というものが改正されまして、農地等の利用の最適化の推進ということで、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進というこの三本柱が農

業委員会の必須事務というふうになっております。

この農地等の利用の最適化に適した体制とするために、区域ごとに新たに農地利用最適化推進委員というものが置かれたといった形で、農業委員さんと推進委員さんが連携して取り組む体制がここで整備されたというふうになっております。

令和5年には農業経営基盤強化促進法の改正がありまして、従来より実質化に取り組んできた人・農地プランが地域計画として法定化されたといったことになっております。この地域計画については、地域農業の将来ビジョンと10年後の農地利用の姿を明確化した計画というふうになっております。市町村ですとか農業委員会等の関係機関が協力していただいて、令和7年の3月末までに2万を超える地域計画というものが策定されました。

ただ一方、全国で約3割の農地については将来の担い手を位置づけられていないといった形になっておりますので、そういった中でこの地域計画を今後よりよく、いいものにしていこうということで、市町村と地域の関係者が連携しながら今後は取り組んでいくといったことが必要になってきておりますので、農業委員会におかれましては、利用調整やマッチング等の農地等の利用の最適化の推進が今後、より重要になっていくというふうになっております。

2ページ、3ページをちょっとお開きいただきまして、農業委員会の基礎知識ということで、大きく分けて4つほど、農業委員さんのやっていたくお仕事について書かせていただいております。

まず、1つ目が農地の確保と有効利用に向けて取り組みますということで、農地の権利移動についての許可、あとは農地転用申請書の受理や意見書の添付等の農地法に基づく事務というふうになっております。

2つ目に、繰り返しになりますが、農地等の利用の最適化ということで、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といったことの柱とした活動となっております。こちらについては平成28年から必須事務というふうになっておりまして、現在、農業委員会に最も期待されている役割というふうになっております。

3つ目に、農業の担い手の育成・確保に取り組むということで、農地を有効的に利用するためには、その対象となる農業経営の合理化というものが必要となっております。農業委員会では、農業経営の法人化とか、あとは複式簿記の記帳や青色申告を通じて担い手の育成・確保を図っていくというふうになっているんですけれども、例えばこの農業経営の法人化については、金沢のほうにありますけれども、いしかわ農業総合支援機構というところが支援をしておりますし、あとは、この複式簿記であったり青色申告については、我々農業会議のほうで毎年研修会を実施しております。ですので、農業委員会におかれましては、こういう機関にこういう研修をやっているところがあるよということで、幅広く管内の農家の方に情報提供いただければよいのではないかなというふうに考えておりますの

で、よろしくお願いします。

4つ目に、地域課題解決に向けて取り組みますということで、農業委員会は、農地等の利用の最適化に取り組んでいただく上で広く農業者の声を酌み上げていただいて、関係行政機関等に対して施策の改善について具体的な意見を提出しなければならないというふうになっております。農業会議のほうでも、皆様からいただいた意見を毎年集約させていただきまして、政策提案というものをつくらせていただいております。その政策提案を基に、県であつたり国のほうに毎年要望をしておりますので、ぜひ農業・農村の代表の声ということで意見を挙げていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、すみません、ちょっと6ページまで飛びます。

農業委員会組織ということで、3段階の組織というふうになっております。皆様の農業委員会については、市町村に置かれる行政機関というふうになっております。2つ目に都道府県の農業委員会ネットワーク機構ということで、これが我々農業会議になります。3つ目に全国農業委員会ネットワーク機構ということで、これは東京のほうに全国組織がありまして、全国農業会議所というものが位置づけられております。

7ページに簡単な組織図を載せておりますけれども、下のオレンジ色の部分が農業会議ということで、農業委員会相互の連絡調整ですとか農業委員、推進委員、職員の方への講習、研修などを業務としてやっております。参考までにとします。

9ページのほうを見ていただいてもよろしいでしょうか。

今日、改選が行われたということですが、農業委員さんの任命要件、簡単に触れさせていただければと思います。

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関して職務を適切に行うことができることと。

2つ目に、原則として認定農業者等が過半を占めている。

3つ目に、利害関係者を有しない中立委員さんが1名以上含まれていること。あとは、青年であつたり女性の積極的な登用に努めることというふうになっております。任期については3年間になります。

秘密保持義務ということで、職務上知り得た秘密は漏らしてはなりませんというふうになっております。今後、総会の審議の中で、恐らくたくさんの方の個人情報に触れる機会があるかなというふうに思っております。そういった個人情報は決して漏らしてはいけませんということと、あとは、農業委員さんの任期を、辞められた後についてもその秘密を漏らしてはいけませんというふうになっておりますので、この点は十分にご注意をいただきなうやうやいただければと思います。

代表者については、農業委員から互選された会長様が代表者となることになったこととなります。

10ページをお願いします。

農地利用最適化推進委員についても簡単に触れさせていただきます。

委嘱要件ということで、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有することということになっております。任期については、農業委員の任期満了の日までということとなるので、恐らく3年間ということになります。

農業委員さん同様、推進委員さんについても秘密保持義務がありますので、推進委員さんを辞められた後についても、職務上知り得た秘密は漏らしてはいけませんということになっておりますので、十分にご注意いただければと思います。

11ページのところでですね。

推進委員さんについては、農業委員会の総会での議決権こそはありませんけれども、総会であつたり活動について報告を求められる場合ですとか、あとは自らがご担当される地区の農地利用の最適化の推進について、総会に出させていただいて意見を述べるができるというふうになっておりますので、ぜひ現場からも活発なご意見を総会の場で話していただくなど、農業委員さんと推進委員さんが連携していろんな取組をやっていただければというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

12ページのほうをお願いいたします。

農業委員会組織ということで、農業委員会の最高議決機関は総会というふうになります。ですので、総会の中で様々な審議事項についてこれから審議していただくことになろうかなというふうに思います。

主な役割ということで、農地の売買、貸借の許可申請の農地法3条の可否の審議を決定すること、また、農地転用許可ということで、農地法4条、5条の申請書を都道府県知事に送付する際の当該許可申請に対する意見の決定などが主な役割となります。

13ページ以降には農地法に基づく事務ということで書かれているんですが、こちらについては、このオレンジ色のテキスト、こちらのほうを見ていただければと、別冊ですけれども、見ていただければと思います。

1ページから農地法の目的をずらずらと書いてあるんですが、2ページを見ていただければと思います。

農地法の考え方のイメージということで書いてあるんですが、この赤い四角で囲ってある部分、国内の食料生産の増大を通じて、国民に対する食料の安定供給を確保するという農地法の大前提の考えの下、農地の効率的な利用の促進ですとか優良農地を確保していきましようといった、そういった目的でこの法律が成り立っております。

そういった関係から今後いろんな審議をしていただくんですが、6ページを見ていただいてもよろしいでしょうか。

農地の権利移動の許可申請（農地法3条）についてということで、農地の貸し借りですとか売り買いをするときは、農地法に基づいて農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動の許可制度の目的としましては、不耕作目的ですとか、あとは

資産保有目的での農地の取得、そういったもの、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得できるようにすることということを目的にしております。

ここで農業委員会さんの業務については、農業委員会が許可申請書を受理した後に、総会場で許可・不許可を審議決定していくといったこととなります。

許可の対象についてですけれども、農地の貸借の契約ですとか、あとは農地の売買、贈与の契約、競売、こういったものが総会の許可の対象になります。一方、対象でないものが幾つかありまして、例えば、相続による農地の取得ですとか、法人が合併した場合ですとか、そういった場合は許可の対象ではありません。

ただし、農業委員会への届出が要ということで、詳しくは7ページの届出が必要なものというところをご覧になっていただければと思いますが、下記の理由で農地の権利を取得した場合、権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内に農業委員会に届出をする必要がありますとなっております。で、相続とか法人の合併が届出に該当するといったこととなります。

7ページの下の方に、農地法に基づく農地の貸し借り、売り買いの手続について簡単なフローを載せておりますけれども、申請についての相談があって、申請書の受付をして、申請の内容の審査をしていくと、こちら辺までは主に農業委員会事務局さんのほうが中心になっていくのではないかなというふうに思いますが、その内容を基に総会で審議をして、許可・不許可を決定して許可証を交付するといった流れが農業委員会に求められるといったこととなります。

8ページに行ってくださいまして、許可の要件ということで、農地を利用する者、借手ですとか買手などには、利用するための要件が定められております。本日、時間の関係がありますので、主なものをピックアップして説明をしたいというふうに思います。

9ページの1番の部分、上の部分、全部効率利用要件ということで、農地の権利を取得しようとする者、借手ですとか買手など、またはその世帯員が保有している農地を含め、それらのものが全ての農地を効率的に耕作することというのが要件化されております。具体的には、農地の権利がある者については、既に権利がある農地にプラスして今回新規に許可申請をする農地、これを含めて全てを効率的に耕作できるのかといった観点で審議する必要があります。

農地の権利がない者ということで、全くの新規の方については、今回新規で許可申請する農地、この全てを効率的に耕作できるのかといった観点で見ていくということになります。

農業委員会さんの着眼点としましては、全てを耕作する上で機械が十分に確保されているのかですとか、労働力が十分にあるのかとか、あとは技術が十分にあるのか、そういった視点で審議していただくといったことに

なります。

10ページのほうをお願いします。

3番ということで、農作業常時従事要件ということで、権利を取得する者、またはその世帯員が耕作、または養畜の事業に必要な農作業に常時従事することということで、ここでいう農業常時従事というものは、原則、年間150日以上農作業に従事することといったことになります。一部例外はございますけれども、150日以上農作業に従事されているかどうかということを見ていくということになります。

4つ目に、地域との調和要件ということで、地域の地域計画の達成、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地等の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないことと書いてありますけれども、具体例を幾つか11ページのほうに書かせていただいております。

2番目の農地の集団化に支障が生じる場合とはということで具体例書いてありますけれども、例えば、集落営農や経営体がまとまった農地、集団化している農地を利用している地域で、小面積の農地の権利取得によってその利用を分断するような場合ですとか、あとは農作業の効率化に支障が生じる場合ということで、有機農業、減農薬栽培が行われている地域で化学的に合成された肥料や農薬を使用して、周辺地域の農業者の有機農業等が事実上困難になる場合、こういった場合がないかというふうに地域との調和要件で見ていくといったことになります。

12ページには、ちょっとこれ参考までというふうに見ていただければと思うのですが、令和5年に下限面積要件というものが廃止になりました。実は、かつては農地を権利取得する場合には、経営する農地面積の合計が50a以上ないといけませんですよというルールがありました。しかし、農業者の高齢化とか減少が加速する中で、意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込んでこういった方の農地の利用の促進をするという観点から、この下限面積要件というものは令和五年から廃止になっております。

ただし、先ほどご説明しました全部効率利用要件、農作業従事要件、あとは地域との調和要件、こういったものは依然として要件として残っておりますので、こういった要件をしっかりと満たしているかどうかというのは審議していただくことになります。

すみません。ちょっとページ飛ぶんですが、23ページまでお進みください。

次、農地転用の制度についてになります。農地転用許可制度第4条、5条ということで、農地を農地以外のものに転用しようとするものは、農業委員会を経由して都道府県知事の許可が必要になってきます。

ただし、市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会さんのほうに届出を出すことで許可は不要となっておりますけれども、羽咋市さんのほうでは市街化区域内農地というのはないというふうに……、ないですね。ないというふうに認識しておりますので、基本的には、農業委

員会さんを経由して都道府県知事の許可を転用する場合は得る必要があるということになります。

農業委員会の業務ということで、ちょっと青いところ、青く囲ってある部分ですけれども、農業委員会が許可申請書を受理した後に、許可申請に対する意見具申について総会で審議の上、許可相当・不許可相当の意見を決定して、知事に当該申請書について意見を付して送付するといった業務がございます。

ただ、なお書き部分ですけれども、30 a 超の転用案件の場合は、我々農業会議のほうに意見聴取をやっていただくという必要がございますので、ご注意をいただければと思います。

24ページのほうをお願いします。

実際の農地転用の手続についてですけれども、農地転用には4条と5条と2種類あります。

1つ目に、農地の権利移動を伴う転用ということで、農地法第4条、これは自分の農地を、例えば農地以外の宅地に変えとか、こういった場合が農地法4条に該当します。

2つ目に、農地の権利移動を伴う転用ということで、農地法5条ですけれども、これは他人の農地を買ったり借りたりして宅地などの農地以外のものに転用する場合は、農地法5条に該当するということになります。

手続の流れ、フローで簡単に書いてありますけれども、ちょっと繰り返しになりますが、申請者から申請書が提出されて、農業委員会のほうで審議をしていただいて、農業委員会から知事のほうに意見を付して提出して許可が出るという流れになります。

25ページ以降に許可要件ということで幾つか書いてありますけれども、農地の転用の許可要件には、立地基準というものと一般基準というものがあります。

今日は時間の関係上、詳しくは触れないんですけれども、26ページ、27ページ、次のページをちょっと見ていただければと思います。

一般基準と立地基準ということで、27ページの部分に、まず紫色の部分、一般基準ということで、次に該当する場合は不許可ということで転用の確実性が認められない場合、例えば、必要な資金がないとか、信用がないとか、あとは関係機関の同意を得られていないとか、周辺農地への影響があるとか、そういったところを基準として、まずは一般基準で要件を満たしているのかどうか、転用に対する要件を満たしているのかどうかというのを見ていきます。

立地基準ということで、上に行けば行くほど生産性の高い優良農地ということで、基本的には原則農地転用はできない農地というふうになります。ですので、農業委員会さんのほうでは、農業上の利用に支障が少ない農地ということで、なるべく市街化が進んでいる農地へ誘導して、生産性の高い優良農地についてはしっかり守っていこうということで許可の方針を出していくということになります。

次に、29ページをご覧ください。

農地の利用状況調査と遊休農地に関する措置ということで、詳しくは後ほど事務局さんのほうから説明があるかなと思うのですが、農業委員会さんでは毎年1回、地域内の全農地の利用状況というものの、農地パトロールということで調査をしていただいて、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者等に対して利用意向調査というものをやっていただくといったことになっております。

30ページにフローを載せておりますけれども、まず農地パトロール、利用状況調査を実施するというので、ここ8月頃と書いてありますけれども、以前は原則8月頃に実施してくださいというふうになっていたんですが、近年の猛暑の影響もありまして、熱中症の対策を十分に講じた上で、実施時期については、市町ごとの状況に応じて柔軟に対応していただいて構わないということで実施要領が改正されましたので、8月頃と書いてありますけれども、ここは柔軟に対応していただければ結構です。

その後に、遊休農地等の判定を行った場合に利用意向調査を発出して意向の表明を回答いただいて、遊休農地の発生防止に努めていっていただくというような活動がございます。

この利用状況調査の実施についてはぜひ、本日皆様の机にも置いてありますけれども、キャップですとか、あとは腕章、ゼッケン、自動車用のマグネットとか、そういったものを使っていただいたりとか、あと、うちのほうでもポロシャツなんかも販売してますので、予算が許す限り、ぜひそういったものも活用いただきながら、周りの方から目に見える活動ということでしっかりアピールしていただきながら実施していただければというふうに考えております。

31ページへ行っていただいて、農業委員会の業務ということで、遊休化ですとか違反転用している、そういった場合には、農地の状況をさらに詳しく確認していただいて、写真なんかも撮っていただきながら、地図にこの農地が遊休化しているとか違反転用しているということで記録をして、事務局のほうにつないでいただければと思います。

活動の記録ということで、活動の結果については、農業委員会活動記録セットというものが農業会議のほうからも販売しておりますので、そういったものをしっかり活用いただいて活動の記録をしっかりと記録していただくということを実践していただきたいと思っております。

すみません。利用状況調査、遊休農地の措置については以上になるので、再度青色の冊子に戻っていただきまして、17ページをご覧ください。

17ページの下の方で、地域計画の実現、ブラッシュアップへの協力ということで書かせていただいております。冒頭でもお話ししたとおり、今後は、この地域計画を磨き上げていくブラッシュアップ、見直しを図ってもっといいものにしていくということが今後求められてきます。このブラッシュアップについては1年に1回程度、国のほうではぜひやってくださいというふうになっております。

18ページのほうを見ていただくと、農業委員会であつたり推進委員さん、農業委員さんの役割ということで書いてございます。

例えば、集落座談会の地域の協議の場合、こういったものにぜひ委員さんとして地域を代表して参加をいただければというふうに考えております。そこで、日々の活動の中で知り得た意向把握の結果の報告とか、あとは話題とか情報の提供、前向きな意見を述べていただいたりとか、話合いに皆さんに参加を呼びかけていただいたりとかということを、ぜひ現場の委員さんから広く農業者の方に働きかけていただければというふうに思います。

地域計画については一度、令和7年3月に策定されましたけれども、策定して終わりということではなくて、この地域農業の実態に応じて、ちょっと繰り返しになりますけれども、年に1回以上更新していただいて、よりよく、よりよい、完成度を高めていくというのが今後重要になってきますので、ぜひ農業委員さん、推進委員さんのお力を借りてこういった活動をしていただければというふうに思います。

次に、21ページのところちょっと見ていただけますでしょうか。

21ページの下の方、その他の法律に基づく事務ということで、今いろんなお仕事がありますということでお話をしたんですが、実はその他の法律に基づく事務というものも幾つかしていただくことがございます。

その中でも2つ目の点、独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務ということで、後ほど制度について触れたいと思いますが、農業者年金ということで、農家にとってかなりメリットの大きい年金制度がございまして、こういった年金制度を加入推進してくださいといったことも農業委員さん、推進委員さんの重要な役割の一つになっております。本日は恐らく加入推進部長さんなんかも決めていただいたんじゃないかなと思うんですが、加入推進部長さんですとか、あとは女性農業委員さん、こういった方を中心に、ぜひ農業者年金の加入推進を広く農業者の方に広めていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

すみません。22ページをお願いします。

農地利用の最適化の推進ということで、地域の農地を将来も農地として残して生かして耕し続けるためには、今使われている農地を使えるうちに使える人に算段していくということが、これから非常に大切になってくると思います。

ここで農業委員さん、推進委員さんにやっていただかないといけないことということで、日常的な地域の見守り活動ですとか農家への声かけ活動、こういったことをしっかりと活動記録簿に記録していただければと思います。そして農地所有者の意向把握ですとか集落での話合い、出し手・受け手のマッチングにつなげていただいて、結果として担い手農地が集まったりとか遊休農地の発生防止につながったりとかということが図られるということになりますので、この日々の活動をぜひ活動記録簿にしっかりと記録していただくようお願いいたします。

活動記録については26ページのほうに詳しく書いてありますので、26ページお願いします。

26ページの3、活動記録をつけましょうということで、活動記録、ちょっと口酸っぱく言ってるんですが、記録する2つ重要な意味がございます。

一つが農業委員会活動の見える化を進めるためということで、活動記録に残っている活動というものは、外部の方から見ても農業委員さんの活動として認知されるということになるんですが、やはりこの活動の記録が残ってないと農業委員会の活動が見えないとか分からないということで誤解が生じてしまいかねます。ですので、行った活動は全て記録をまめにさせていただいて、対外的に示せるようにしていただければということが一つ。

もう一つが日々の活動や活動で得た情報を農業委員会全体で共有するためということで、こういった活動の内容が記録に残ってないと、今回のような改選が行われて新任で委員になられた方ですとか、あとは事務局のほうでも異動があったりもしますので、農地の情報とか耕作者の情報をまた一から把握する必要があったりですとか、農地の利用調整やマッチングへ行き着くのに非常に時間がかかったりとか、農業委員会業務に支障が出てきてしまう可能性があります。ですので、任期中に皆様が日々の活動の中で知り得た情報というのは、非常に大切な財産というふうになりますので、必ず記録に残していただいて、農業委員会の皆様全員で共有いただいて最適化の活動につなげていただければというふうに思います。

実際にどんなことを書けばいいのかということになるんですが、27ページの方に記入例幾つか書いてございます。あまり難しいことはする必要はないかなというふうに思っております。

農地の見守り活動については、例えばですけれども、皆様の圃場に行く際に道中の農地を見て回っていただくとか、あとは、現地調査とか総会に出席する際に通過する農地の状況を確認いただくと。見ていただいたときに違反転用があったりですとか、また、作付時期なのに作付されていない農地があったりとかということを見ていただいて、それを記録に残していただくということが非常に大切なことと思っております。

その結果、遊休農地の発生防止につながったりですとか違反転用を早めに見つけることができたりとかという効果もございますので、その点はまたよろしく願いいたします。

農家への声かけ活動ということで、例えば、あぜ道で立ち話をされていて、息子が来年帰ってきて後を継ぐことを知ったとか、近所でお茶を飲んでいたら農地を預けたいという話が出たとか、回覧板を渡しに行ったときに集落座談会の日時を伝えて参加してくださいというふうに呼びかけたとか、こういった日々の声かけ活動をまめに書いていただければと思います。

こういった活動から、将来の後継者を把握をできたりですとか、あとは、預けるということは離農ですとか規模縮小の意向があるということなの

で、逆に言うと、そういった情報を基に規模拡大の意向がある方とマッチングをしてあげたり、そういったことで農地の集積に努めたりですとか、あとは集落の座談会に参加を呼びかけて地域計画のブラッシュアップに向けた話し合いに参加することになったとか、そういった記録をまめに書いていただければと思っております。

すみません。24ページに再度戻っていただきたいんですが、法人化、農業経営の合理化などなどというふうに書いてあります。

我々農業会議ですとか全国農業会議所の農業委員会のネットワーク機構と連携をしていただいて、簿記の記帳、青色申告ですとか農業者年金の加入推進についてぜひお願いしますということを書いております。

情報提供活動ということで、我々農業委員会ネットワーク機構では、全国農業新聞という農業委員会の組織紙ですとか、あとは全国農業図書ということで、農業者が必要とする情報を図書にしたものを販売しております。この全国農業図書については、委員さんまずはご自身でしっかりとご購読をいただきたいというふうに考えております。この情報を、農業委員会の活動をいろんな方に知ってもらうという意味でも、この管内の農業者の方にもぜひ普及のほうもお願いできればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

全国農業図書には、農業委員会活動で必要な様々な図書ですとか、本日お手元にある帽子とかそういったアイテムも販売しておりますので、またご購入、予算に限りがあるとは思いますが、ぜひまたよろしくお願いいたしますというふうに考えております。

最後に、農業者年金について少し触れたいと思います。お手元にこういったカラー刷りのパンフレットをお配りしております。

こちらの農業者年金については、5ページを見ていただければと思います。

農業者なら広く加入できますということで加入要件載せてございます。20歳以上65歳未満の方、国民年金の1号の方、あとは年間60日以上農業に従事する方、この要件さえクリアすれば幅広く加入ができます。例えば、農業経営者はもちろんですけれども、床屋さんとか兼業農家さんとか、農業経営者の奥さんとか配偶者の方ももちろん加入ができますので、皆様の周りでこの要件に該当する方がいらっしゃったら、ぜひこういった制度があるよということをお声がけいただければと思います。

また、7ページのほうには非常にお得な制度を書いております。

一定の要件を満たせば保険料の国庫補助がありますということで、一定の要件を満たす方については、2万円のうち1万円から4,000円国が代わりに払ってくれるという非常にお得な制度があります。補助の対象者ということで、40歳よりも若い方、農業所得が900万円以下の方、あとは認定農業者で青色申告の方などが該当になります。こういった若い農業者でこの要件を満たす方についても非常にお得な制度でございますので、ぜひこんな制度があるということでご紹介をいただきまして、詳しい説明について

はまた農業会議のほうでもフォローをさせていただきますので、まずは農業者の方に広く周知をいただいて農業会議につないでいただくような活動をしていただければというふうに思っております。

最後に、全国農業新聞のチラシということで事務局のほうからも入れていただけてますけれども、こちら農業委員会の組織紙ということで、ぜひ農業委員さん皆様にご購読をいただければというふうに考えております。

例年、羽咋市さんには委員さん皆さんに購読をいただいております。誠にありがとうございます。石川県の農業会議のミッションとしましては、今年度、全農業委員さん、推進委員さんにこの農業新聞を購読いただくと、皆購読ということを目指して普及活動を頑張っておりますので、ぜひご協力をいただければと思います。

ちょっと駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 ありません。はい。

それでは、橋本様、どうもありがとうございました。

石川県農業会議 ありがとうございました。よろしくお願いします。

事務局長 それでは、次、うちの事務局のほうから。

事務局 それでは、続きまして事務局のほうから、3番の農業委員会事務の流れと4番の農地パトロールについて、担当地区についてということでお話ししたいと思います。

それでは、7ページをお開きください。

資料の7ページ、3番の農業委員会事務の流れについてご説明いたします。

ここまでは法律や制度についての説明をしましたが、ここからは実際の業務について説明いたします。

表の中に申請の流れと月のスケジュールが記載してあります。

申請の締切りは毎月10日で、事務局で申請書の受理をし、申請書の内容確認、現地確認を行い、おおむね1週間前までに全委員宛てに総会の開催通知と議案書を送付いたします。

また、委員ごとに担当地区を設定させていただき、担当地区に申請がある場合は、8ページをご覧ください。調査依頼書を同封いたします。この調査依頼書が同封されていた場合は、総会の当日までに現地の確認や事実確認の調査をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

議案審査を行う農業委員会総会は毎月25日をめどに開催しており、農業委員の方は全員出席、そして最適化推進委員の方は3か月に1回出席となっております。調査案件があった方については出席をお願いしております。

月末には、総会で審議した案件について、第3条の委員会許可案件は、

農業委員会事務局から申請者の方に許可書の交付をします。第4条、5条の県の許可案件は、農業委員会で出た意見を添付して県へ進達し、優良農地の転用の場合は、県の農業会議に諮問します。県許可案件については、翌月の15日頃に県から審議会を経て許可書の交付される予定となります。

次に、農地法申請の調査ポイントですが、第3条（農地のまま所有権移転）の場合は、農地の現状や取得する農地が全て効率的に耕作できるかなどを調査します。

第4条、第5条の地目変更を伴う場合は、農用地区域の有無、土地改良区及び生産組合等の同意の有無、申請面積が目的に対して大き過ぎないか、計画は確実に実行できるかといったことを調査しています。

7ページの5番についてですが、転用する面積が1,000㎡を超える場合は、総会に出席されている委員全員で現地の確認を行っております。

調査内容については、基本的に事務局で事前調査を行っておりますので、委員の皆様が調査する際には、第3条の場合は現地がちゃんと耕作できている農地か、4条、5条の場合は転用しても周辺農地に影響が出ないかを現地で確認いただき、あと、譲渡人の方と譲受人の方に話を聞いていただくなどの調査をお願いいたします。

転用の許可申請の流れについては、下に記載してあります。

続いて、8ページをお願いします。

調査依頼書の見本になります。担当地区に調査案件があった場合に同封しますので、各自調査をしていただきまして、総会当日に事実確認の結果報告をお願いいたします。

事実確認の結果報告で、下のほうにある担当委員の意見報告例には、第3条、第5条の場合を参考として記載しましたので、説明する際はこのような形で発表していただければと思います。

次に、9ページをお願いします。

(3)活動報告書になります。委員の皆様の日々の、先ほどとちょっと重複するんですけども、活動を記録として活動報告書に記載して提出をお願いしたいと思います。

ここには、先ほど言いました、実際に書いていただく記入例を書きましたが、町内の農家さんなどから賃貸借や売買について相談を受けたとか、総会の調査案件があり事実確認を行った、また、農地の見回りをしたとか、あとは地区の会議に出席したなど、何でもいいので書いていただければと思います。

特に土地所有者の方や担い手の方から農地の貸し借りについて相談を受けたときには、実際にお話が集約までつながらなかったとしても、相談を受けた経緯が重要な活動となりますので、記録をお願いします。

そして、実際に今日から来月の総会までの活動について、机の上に置いてあります活動報告書に記載いただき、来月の総会に出席される際に提出をお願いいたします。

次に、10ページをお開きください。

農地パトロールになります。

農地パトロールとは、先ほどもちょっと重複するんですが、市内の全ての農地を対象に、農地利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生防止、解消、違反転用の発生防止、早期発見ということを目的として実施しています。

調査は毎年8月から10月にかけて実施しており、事務局から担当地区の地図と対象農地の一覧を後日お渡ししますので、それを基に現地を見回り耕作状況を確認していただき、農地を次の4区分に分類していただきます。

詳しい調査方法や利用状況の区分の仕方については、後日また改めて説明の場を設けますので、ここでの説明は以上とさせていただきます。

新任の委員さんに関しては、机に、農地パトロールの際に利用していただく帽子、腕章、黄色いマグネット板が置いてありますので、現地を回るときに活用願います。継続の方は、以前お渡しした腕章、黄色いマグネット板を使用してください。もしなくされた場合は、委員会事務局にお知らせください。

次に、11ページをお願いします。

令和8年度の農業委員会研修会、能登地区の農地パトロール出発式の案内になります。

日時は、令和8年8月6日の木曜日、午後1時半から午後4時までにコスモアイルで行われます。研修等の詳細は記載のとおりで、委員の皆様の出席をお願いいたします。当日は昼食を済ませ、各自、自家用車で現地に集合してください。

欠席される方は、今週中に事務局にご連絡をお願いいたします。

次に、12ページをお願いします。

5番の担当地区についてなんですけれども、各委員の担当地区を示したものになります。表に書いてある色と地図上の色がリンクする形になっています。

事務局のほうで、委員さんの住所地になるべく近い地域で担当地区を組ませていただきましたが、中には少し離れている町が担当になっているところもありますので、各自ご確認いただきまして、調整したい箇所があれば、同じ地区の委員さん同士で調整していただければと思います。もし変更等があった場合は事務局までご連絡をお願いいたします。

この内容でよろしければ、実際に8月から行われる農地パトロールの地図を事務局で作成しますので、変更があった場合は7月末日までにご連絡をお願いします。

駆け足になりましたが、日程15についての説明は以上になります。ざっと説明したので、分からない点がありましたらいつでも事務局のほうまで聞いていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局長 じゃ、その他のほうに進めてよろしいですか。
議 長 うん。続けてやって。

事務局 いいですか、すみません。それでは、その他に行きます。

日程16、その他の事務連絡について説明します。

14ページをお願いします。

農業委員会の総会と研修会の日程を記載してあります。予定ですので、変更があった場合は改めて連絡をいたします。

総会が開かれる1週間ほど前に委員の皆様へ、議案書、調査依頼書を送付させていただきますので、日程調整をお願いいたします。

次に、15ページですが、最適化推進委員の方の3か月に1回の総会出席順番を記載したものです。都合が悪い場合は交代していただいて構いませんので、よろしくお願いします。また、これとは別に調査案件等がありましたら出席をお願いいたします。

次に、16ページをお願いします。

農業委員、推進委員の報酬を記載してあります。

委員報酬（日額）と書いてある3段については総会に出席したもの、下の農地調査手当については委員の活動に係る手当になります。このほか、研修等に参加された場合は別途報酬をお支払いします。

なお、新たに今日、本来は20日なんですけれども、ちょっと事情がございまして27日に組織総会をやったのですが、20日から就任された委員の皆様方には、7月分の活動報酬については20日からの日割りとなりますのでご了承願います。

新たに委員になられた方には口座振替依頼書などをお願いしておりますが、まだの方は事務局まで提出をお願いします。

次に、羽咋市農業委員会の親睦会について報告します。

今までは親睦会を設けていましたが、今期からは廃止とさせていただきます。羽咋市の公金等の管理適正化改善方策により、市職員が公的機関以外の出納事務を行うことについて見直しがかけられていますので、今後は、親睦会で対応していたお茶などの食費や慶弔費は個々で対応をお願いいたします。親睦会については以上になります。

次に、全国農業新聞の購読についてのお願いになります。

これもかぶってしまうんですけれども、これまで、委員の皆様には全国農業新聞の購読をしていただいております。今回新たに委員になられた方についても購読をお願いします。申込みについては事務局で行いますので、毎月900円の購読料が必要となりますので、3か月に1回引き落としをさせていただくこととなりますので、ご了解をお願いいたします。

そのほかの事務局からの事務連絡については以上になります。

議長 事務連絡が終わりましたが、何かご質問、ご意見などありませんか。

ないようですが、それでは、以上をもちまして、令和8年羽咋市農業委員会組織総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

終　　了

議事録署名人　会　長

署名人

署名人